

子どもの成長速度や発達の特徴はそれぞれ違います。何が良い、何が悪いということはありません。一番大切なことは、その子に合った成長・発達を考えていくこと。気になることや悩みがあれば、まずは相談してみましょう。

●子どもの発育や発達が気になる…

◆すこやか相談

乳幼児健康診査時等で、言葉の遅れ、心理面で気になることに対して相談をお受けします。

問い合わせ 健康推進課 ☎042-527-3234

◆発達相談

言葉の遅れ、落ち着きがない、集団にうまく入れない等、お子さんの発達で心配なことに対して、相談をお受けします。電話にて相談日をご予約ください。

●月～金曜日、原則第1・3土曜日
9時～17時 祝日と年末年始を除く

問い合わせ 子ども家庭支援センター 発達支援係
錦町3-2-26 (子ども未来センター内)

☎042-529-8586 [南図E-3]

◆5歳児相談

集団生活を通して社会性やコミュニケーションが豊かに育っていく年中クラスの時期に、何か心配ごとがあれば、ご相談ください。

●対象 市内の保育園や幼稚園に通っている年中クラスの保護者(市民の方)

●日程 園を通してお知らせします。(年2回実施)

●申込み 実施前に園より申込み書が配布されます。

●市外園に通っている方で、ご希望の方はご連絡ください。

問い合わせ 子ども家庭支援センター 発達支援係
錦町3-2-26 (子ども未来センター内)

☎042-529-8586 [南図E-3]

◆健康相談 p.62を参照ください

◆教育相談 p.56、p.59を参照ください

●発達等に関する外来診療

◆東京小児療育病院

心身の発達にご心配のある初診時おむね15歳未満の方を対象としています。初診予約は障害の種類や居住地域によって受付開始日が違います。

問い合わせ 武蔵村山市学園4-10-1

☎代表042-561-2521 初診予約専用042-590-0290

◆東京都立府中療育センター

肢体不自由児や重症心身障害児など運動に遅れのあるお子さ

ん、知的なおくれや発達につまずきのあるお子さん対象。予約制。

問い合わせ 府中市武蔵台2-9-2

☎代表042-323-5115 初診042-323-2128

◆東京都立東大和療育センター

対象は18歳未満で発症した運動・言語・知的機能などの発達障害の方。外来診療は、予約制。

問い合わせ 東大和市桜が丘3-44-10

☎代表042-567-0222 外来予約042-567-0489

◆さいわいこどもクリニック ※病児保育はp.13へ

育ちとこころの相談「ステップ」

発達についての医師の診察(相談外来)と臨床心理士による心理相談があります。予約制。

※立川市の小学4年生までのお子さんが対象。

問い合わせ 幸町1-11-3 ☎042-536-7280 [2図C-3]

◆立川相互病院付属子ども診療所 ※病児保育はp.13へ

心と体の相談外来

病気に限らず、困っていることがあれば何でもご相談をお受けしています。予約制。

問い合わせ 錦町1-23-25 ☎042-525-6555 [3図D-2]

◆緑成会整育園

乳幼児から一般小児までの総合診療をしています。予約にて、発達相談などを承っています。

問い合わせ 小平市小川町1-741-34 ☎042-341-3013

◆立川市ドリーム学園

市内在住の2歳～就学前のお子さんを対象とした児童発達支援事業所です。

毎日通い、集団の中で活動を楽しみ、成功体験を積むことで、生活リズムや生活習慣、活動に対する意欲や社会性を身に付けていきます。また、家族参加行事や保護者参加プログラムも行っています。

●児童発達支援(未就学児)

集団療育や個別療育が必要な未就学の障害児を対象に、日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

●利用するには…

①主治医や市の発達相談等で、利用の適否について相談する。

※障害手帳か診断書(意見書でも可)が必要になります。

②事業所に空き情報等を問い合わせ、見学を行う。

③事業所の利用が決まったら、障害福祉課へ申請する。

※事前に障害福祉課の地区担当員へご連絡ください。

※障害児支援利用計画書の提出が必要になります。

| 事業者名 | 所在地 | 電話042- | 地図座標 |
|---|-----------------------------|----------|-------|
| 立川市ドリーム学園 | 柴崎町5-11-26 | 525-9418 | 3図B-4 |
| LITALICOジュニア 立川南口教室 | 柴崎町2-3-13 エイティエイト立川デュオ2階 | 548-1243 | 南図B-1 |
| ハビー立川教室 | 錦町1-10-25Y・S錦町ビル2階 | 519-3217 | 南図E-2 |
| ハイタッチ! 立川幸教室 | 幸町5-1-7 フルミエールメゾン1階B | 537-8653 | 2図C-3 |
| こぼんはうすくら 立川幸町教室 | 幸町3-13-14 矢島ビル1階 | 537-8530 | 2図D-3 |
| ジョブサU18 立川南口教室 | 柴崎町2-4-15 ほまれ屋本社ビル202号室 | 595-6730 | 南図B-1 |
| ステップきっず ^{※1} コベルプラス | 幸町1-11-3 2階 錦町3-2-2 | 537-7336 | 2図C-3 |
| ネクストエール 立川教室 | 柏町2-40-1 メゾン咲103、105 | 595-9681 | 南図E-2 |
| こころと育ちの相談室 ^が お ^{※2} | 曙町3-35-2 | 527-6267 | 2図D-5 |
| デイサービス事業 みんなの広場2 | 富士見町1-23-16 富士パークビル102 | 512-9299 | 3図A-2 |
| ハイタッチ!立川柏教室 | 柏町2-43-1ARROWS-B101 | 537-9551 | 2図B-3 |

※1「ステップきっず」は重症心身障害児や医療的ケアが必要なお子さんが対象です。

※2「えがお」は人口呼吸器装着等重度の障害児を対象とした居宅訪問型児童発達支援です。

●問い合わせ

障害福祉課 ☎042-523-2111 内線1517～1523

子ども家庭支援センター 発達支援係 ☎042-529-8586

◆放課後等デイサービス p.47を参照ください

●保育所等訪問支援

対象は、下記の支援が必要な障害のある未就学児と就学児。施設を訪問し、集団生活を営む施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を提供します。

| 事業者名 | 所在地 | 電話042- | 地図座標 |
|---------------------------|----------|----------|-------|
| こころと育ちの相談室 ^が お | 曙町3-35-2 | 527-6267 | 2図D-5 |

●障害児相談支援

児童発達支援や放課後等デイサービスを利用するための計画書の作成等を行っています。

◆障害児相談支援

| 事業者名 | 所在地 | 電話042- | 地図座標 |
|--------------------------|----------------------------|----------|-------|
| 自立生活センター・立川 | 柴崎町2-10-16 オオノビル2階 | 512-5956 | 南図A-1 |
| 相談支援事業所 介護グループふれあい | 羽衣町2-41-1 羽衣第一ビル2階 | 595-6620 | 3図D-2 |
| 相談支援事業所 暖 | 高松町1-17-20 粕谷ビル2階 | 512-5868 | 2図C-5 |
| 相談支援センターらいふばる | 西砂町4-75-2 | 531-0761 | 1図A-3 |
| 相談支援センター にんじん・立川 | 高松町2-27-27 TBK高松第1ビル101 | 522-1537 | 北図E-2 |
| 立川市社会福祉協議会 障害者相談支援事業所 | 富士見町2-36-47 | 540-0822 | 3図B-2 |
| 相談事業所ゆいまーる | 羽衣町3-15-18 | 512-7411 | 3図D-3 |
| 相談支援事業所 lulun | 砂川町6-44-20 | 537-7362 | 2図A-2 |

●手帳の取得

お子さんに障害があるとき、手帳を取得すると各種手当や制度を利用することができる可能性があります。

●身体障害者手帳

身体に障害がある方がサービスを受けるための手帳です。15歳未満の児童は保護者が代わって申請できます。①診断書(都知事指定の医師作成)②写真(4cm×3cm)③マイナンバーカードまたは個人番号通知カードを持参し、市役所障害福祉課(☎042-523-2111内線1511)へお手続きください。市を経由して都知事に申請します。

●愛の手帳(東京都療育手帳)

知的障害がある方がサービスを受けるための手帳です。立川児童相談所(☎042-523-1321)に電話予約し、お子さんの検査や判定等を受け、申請します。(18歳以上は心身障害者福祉センター多摩支所☎042-573-3311)

●精神障害者保健福祉手帳

精神障害がある方がサービスを受けるための手帳です。発達障害の方も申請できます。

2年間の有効期限があり、更新が必要です。①診断書(指定の書式)、②写真(4cm×3cm)、③マイナンバーカードまたは個人番号通知カードを持参し、市役所障害福祉課(☎042-523-2111内線1511)へお手続きください。市を経由して都知事に申請します。

発達障害がある方のうち、知的障害を主たる障害とする場合は愛の手帳を申請できます。

※マイナンバーカードまたは個人番号通知カードはお子さん

と保護者分が必要です。いずれの手帳も障害の程度により区分があります。保護者で

お子さんの手帳を取得することをためらう方もいますが、お子さんやご家族にとって、サービス利用のためにはかかせません。

●支援や配慮が必要な子どもの通園・通学

◆保育園・幼稚園

日中保育を必要とし、集団保育が可能で支援や配慮が必要なお子さんは、保育課窓口にご相談ください。(☎042-523-2111 内線1321)幼稚園は各園にお問い合わせください。(p.40～p.42を参照ください)

◆小・中学校

p.46「就学相談ってなあに？」を参照ください。

◆たちサポ(立川市サポートファイル)

たちサポ(立川市サポートファイル)は、お子さんの成長・発達や支援の内容などを記録する情報ファイルです。成長過程の説明ツールとしてお役立てください。詳しくは、市のホームページでご確認ください。

問い合わせ 子ども家庭支援センター 発達支援係

☎042-529-8586

